# 廃止予定の公共施設説明会を開催します

美郷町公共施設等最適化実施計画に基づき廃止を予定している右記施設について、次のとおり説明会を開催します。

## 日時および会場●

- ①1月8日 全年後7時~ 美郷町北ふれあい館 和室(土崎字上野乙)
- ②1月9日仕) 午後1時30分~ 美郷町中央ふれあい館 ホール(野中字下村)
- ③1月9日出 午後7時~

美郷町南ふれあい館 第一和室(飯詰字北中島)

- その他・事前申し込みは不要です。
  - ・どの会場にご参加いただいても構いません。

施設名	所在地		
美郷町北運動公園 テニスコート	美郷町土崎字上野乙205-1		
美郷町北運動公園 ゲートボール場	美郷町土崎字上野乙1-36		
美郷町あらしな公園	美郷町六郷東根字潟尻小字竜川 1-119		
潟尻公園	美郷町六郷東根字潟尻国有林 205ロほか		
美郷町 カントリーパーク	美郷町金沢字北沢54		

問 町総務課 総務班 ☎0187(84)1111

企画財政課

# 年末年始の路線バス運行に関するお知らせ

羽後交通株式会社が運行する路線バスについて、年末 年始の期間は日祝ダイヤでの運行となります。利用予定の 方はお間違えのないようご注意ください。 対象期間●1月11日(月・祝)まで

**注意事項**●時刻表の●印および▲印のダイヤは運休となります。

詳しくは羽後交通株式会社のホームページまたはバス停の時刻表などでご確認ください

問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

農 政 課

# 令和3年度 未来農業のフロンティア育成研修生を募集しています

秋田県では、県内の各試験場等での実習や講座を通じて営農に必要な技術や知識を習得する「フロンティア育成研修」の研修生を募集しています。

### 研修会場および研修コース●

研修会場	研修コース
秋田県農業試験場	作物、野菜、花き
秋田県果樹試験場	りんご、梨など

募集期限●1月14日休 ※必着

研修期間●24カ月(令和3年4月~令和5年3月)

応募資格●次の要件をすべて満たす方

- ①新たに農業を始めようとする方または現に 農業を営む方で、農業で自立しようとする 意欲が高く、研修終了後に町内での就農が 確実と見込まれる方
- ②応募時の年齢が50歳未満の方
- その他●要件を満たす方には、県・町の研修奨励金として月額7万5,000円(予定)が研修期間中に支給されます。また、国の農業次世代人材投資資金(準備型)の対象となる場合もあります。

この他にも留意事項などがありますので詳細は下記へお問い合わせください

申•問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

# 訂正とお詫び

広報美郷令和2年12月号4ページ「年末年始暮らしのガイド」に掲載した北部・中央・南部の各斎場の休業日に誤りがありました。深くお詫びするとともに、訂正します。

- (誤) 12月30日(水)、1月2日(土)、1月5日(火)
- (正) 12月30日(水)、1月1日(金・祝)、1月2日(土)、1月5日(火)

問●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

# 2月1日(月)は国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料の納期限です

■各税の納期限(□座振替日)

納め忘れが ないかご確認 ください

## 町税や各種使用料 などの納付には 口座振替が利用できます

①町税 ②水道使用料 ③下水 道使用料 ④農業集落排水施 設使用料 ⑤住宅使用料 ⑥児 童クラブ利用料 ⑦こども園 利用料 ⑧学校給食費 ⑨下水 道受益者負担金 ⑩後期高齢 者医療保険料

項目	期別	納期限 (口座振替日)	期別	納期限 (口座振替日)
国民健康保険税(普通徴収)	7期	2月1日(月)	6期	12月28日(月)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	7期	2月1日(月)	6期	1月 4日(月)
町県民税(普通徴収)			4期	12月28日(月)

## 口座振替がとても便利です

# □座振替 のメリット

- ・料金のお支払いに出向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配が なくなります。
- ・手数料は掛かりません。

## 口座振替を希望する方は 次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- ○北都銀行 ○秋田銀行 ○羽後信用金庫
- ○秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行 ※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。
- ※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により 税の納付が難しい場合は、お早めに町税務課にご相談ください。

## 町税務課 ☎0187(84)4902

## 申告はお済みですか?

## 固定資産税償却資産の申告は2月1日(月)までです

令和3年1月1日現在で美郷町内に固定資産税償却資産 を所有している方(所有者が判明しない資産については使 用している方)は、令和3年度固定資産税償却資産として申 告する必要があります。令和2年度に課税された方等には 申告書を送付していますが、送付されていない方でも固定 資産税償却資産を所有している場合は申告をしてください。

マイナンバー制度の導入に伴い、固定資産税償却資産申 告書に個人番号(マイナンバー)の記載欄が設けられました ので、所定の記載欄に記入してください。なお、申告書の提 出時には、本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。

**申告期限** 2月1日(月)

**申告用紙配布·提出場所**●町税務課、六鄉·仙南各出張所

### Q1. 固定資産税償却資産ってなんですか?

- A 1. 固定資産税償却資産とは、農業や工業、商業などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる土地、家屋以外 の事業用資産(構造物・機械・器具・備品等)です。ただし、次のものは固定資産税償却資産に含みません。
  - ①耐用年数が1年未満の資産
- ③取得価格が20万円未満の一括償却資産
- Q2. 使っていない資産も申告の対象となりますか?
- A 2. まだ使用していない、または現在使用していなくても稼働可能な資産は申告の対象となります。簿外資産、償却済資産(減 価償却の終わった資産)も事業に使用できる状態で所有していれば申告の対象となります。

②取得価格が10万円未満の少額償却資産 ④自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの

- Q3. 固定資産税償却資産が少ないのですが申告が必要ですか?
- A 3. 固定資産税償却資産の所有者は法令により申告する義務があります。資産の多少にかかわらず申告しなければなりません。

## 固定資産税の非課税申告について

美郷町で固定資産税の非課税適用を受けようとする場 合には、固定資産税の非課税適用申告書に必要書類を添 えて提出してください。

また、すでに固定資産税の非課税適用を受けていたも のが、非課税の規定に該当しなくなった場合は、固定資産 税非課税規定適用除外申告書の提出をお願いします。

提出期限 2月1日 月

## ■非課税の対象となる主な固定資産

①宗教法人関係

宗教法人がその本来の用に供する境内建物および境 内地

### ②社会福祉事業関係

政令で定められた社会福祉事業の用に供する固定資産 ※固定資産とは、「土地、家屋、償却資産」のことです。

※固定資産によって賃料等を得ているものは、いかな る理由でも非課税の対象となりません。

**西町税務課 20187(84)4902** 固定資産税班